

公益財団法人小野市都市施設管理協会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

財団法人小野市都市施設管理協会役員報酬等に関する規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人小野市都市施設管理協会（以下「協会」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者） 報酬及び賞与
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者） 報酬

2 役員等のうち、小野市から派遣された職員は、無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法及び総額)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和34年小野市条例第26号)第4条(第3項を除く。)の規定を準用して算定した額

2 月額で支給する報酬は、在職の期間中毎月支給する。ただし、就任した月若しくは離職又は死亡した月の報酬にあつては、その月の日数を基礎とし、日割りにより計算した額を支給する。

3 日額で支給する役員等の報酬は、勤務日数により計算した額を支給する。

4 役員に対する各年度の報酬等の総額は別表2の金額を超えないものとする。

(報酬等の支給時期等)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年小野市条例第24号。以下「小野市給与条例」

という。) 第 10 条第 1 項の規定を準用する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第 5 条 役員等が、用務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、小野市職員等の旅費に関する条例(昭和 50 年小野市条例第 3 号)の規定を準用する。

(通勤手当)

第 6 条 常勤役員等には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、小野市給与条例第 13 条の 2 の規定を準用する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人小野市都市施設管理協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

区 分	勤務形態	報酬の額
理事長	常 勤	月額 250,000 円
理 事	非常勤	日額 8,000 円
監 事	非常勤	日額 8,000 円
評議員	非常勤	日額 8,000 円
		日額 8,500 円(議長)

別表 2 (第 3 条第 4 項関係)

区 分	報酬等の総額
理 事	年額 4,500,000 円以内
監 事	年額 120,000 円以内

